

第5節 近畿経済産業局	618
近畿経済産業局の2011年度の主な動き（総論）	618
1. 「関西メガ・リージョン活性化構想」の推進	618
2. 近畿経済の景況	618
総務企画部	619
1. 一般管理・企画調整等に関する業務	619
2. 統計調査に関する業務	619
地域経済部	620
1. 地域新成長産業創出促進事業の推進に関する業務	620
2. 「プロジェクトNe ³ X T（Neo Electronics Electric & Energy Technology）」の推進	620
3. バイオ・医療機器の技術振興に関する業務	621
4. 産学官連携の推進に関する業務	622
5. 地域との連携強化に関する業務	622
6. 研究開発・技術振興に関する業務	624
7. 企業経営の情報化に関する業務	626
産業部	627
1. 商工業に関する業務	627
2. 中小企業対策に関する業務	629
3. 創業・ベンチャー企業等の振興に関する業務	631
4. 流通・サービス産業に関する業務	632
5. 消費者行政に関する業務	634
6. アルコールに関する業務	634
通商部	635
1. 国際化・通商に関する業務	635
資源エネルギー環境部	638
1. 総合エネルギー対策に関する業務	638
2. 環境・リサイクルに関する業務	640
3. 石油業に関する業務	641
4. 鉱業に関する業務	641
5. 電源開発・需給調整に関する業務	642
6. ガス事業に関する業務	642
7. 電気・ガス事業の適性化に関する監査業務	643

第5節 近畿経済産業局

近畿経済産業局の2011年度の主な動き（総論）

1. 「関西メガ・リージョン活性化構想」の推進

2008年9月に策定された日本経済発展の基本戦略である「新経済成長戦略（改訂版）」を地域において実践するため、同戦略を基本として、その後の経済環境変化も勘案しつつ、関西経済の特徴と独自性を踏まえた「地域戦略」として再構築した。2009年3月「関西メガ・リージョン活性化構想」を策定し、46のアクションプランを提示した。

2010年度においては、「関西メガ・リージョン活性化構想」の目指すべき方向性と目標をより明確にするため、「我が国第二の極として強い分野で世界のハブとなる」ことを目指す11のアクションプランと今後3ヶ年のロードマップを策定した。

構想策定以降、関西地域の経済活性化を実現するため、管内の自治体や経済団体、大学・研究機関、関係省庁との連携・協力の下、各アクションプランを積極的に推進している。また、政策効率の向上を目指し、アクションプランについてPDCAを実施しており、2011年6月、2010年度に引き続き、各アクションプランの実績確認、評価、課題の抽出、今後の実施方針等を検討し、「関西経済の成長を支える重点施策」として公表した。2011年11月、「関西メガ・リージョン活性化構想」を含めた当局施策全体のPR、「見える化」を進めるため、アクションプランにそれ以外の施策を加え当局施策集「JUMP UP! KANSAI～関西メガ・リージョンの活性化に向けて～」として取りまとめ、公表した。以降、月一回の更新を行っている。

近畿経済産業局主要施策の現状

「関西メガ・リージョン活性化構想」策定後の社会経済状況の変化を踏まえ、「成長分野の支援」、「地域経済基盤の形成」、「安全・安心な社会の構築」の3本柱を中心に施策を推進するとともに、東日本大震災後の電力不足や円高による産業空洞化への新たな対応策にも取り組み、関西メガリージョンの活性化を目指します。

成長分野の推進（関西メガ・リージョン活性化構想の実現）

- ・ 関西にポテンシャルの高い電池関連産業、スマートコミュニティ等の「グリーン・イノベーション」、医療機器、創業等の「ライフ・イノベーション」、航空機市場進出、環境・省エネビジネスの海外展開、クールジャパン戦略等の「アジア経済」等の成長分野推進に関する各種施策。
- ・ 産学連携拠点の形成、情報環境の整備、知財の活用、人材育成の推進等の成長分野を支えるイノベーション創出基盤整備に関する各種施策。
- ・ 先導的な中小企業の研究開発、販路開拓、海外展開支援、農商工連携等に関する各種施策。

近畿経済産業局の関西メガ・リージョン活性化構想実現に向けた取り組み

○平成21年3月 「関西メガ・リージョン活性化構想」

平成20年9月策定の「新経済成長戦略（改訂版）」を地域において実践するため、同戦略を基本として、その後の経済環境変化も勘案しつつ、関西経済の特徴と独自性を踏まえた「地域戦略」として再構築。46のアクションプランを提示。

○平成22年5月～ 「関西メガ・リージョン活性化構想」アクションプランの重点化

地域経済基盤の形成

- ・ 成長分野やサプライチェーンの要となる企業の立地促進、地域のコミュニティの基盤となる中心市街地・商店街の振興、海外からの人・物・資金を呼び込むための仕掛け作り等の地域経済基盤の形成及び地域の国際競争力維持・向上のための各種施策。
- ・ 我が国の産業基盤を支える多くの中小企業への、金融支援、経営力向上支援、下請取引適正化策等の各種施策。

安全・安心な社会の構築

- ・ 省エネ・新エネルギー機器の導入推進、節電への対応、地球温暖化対策、資源リサイクルに関する規制等の資源・エネルギーに関する各種施策。
- ・ 国民生活に関わりの深い製品安全の確保、消費者取引被害の防止等の各種施策。

JUMP UP! KANSAI

- 我が国の国際競争力の向上
- 関西メガ・リージョンの活性化

2. 近畿経済の景況

2011年度の近畿経済は、3月に発生した東日本大震災の影響によるサプライチェーンの寸断により、生産及び輸出が落ち込んだが、全国と比べて比較的小幅な減少にとどまった。その後、部品等の供給制約の解消に伴い、夏頃には緩やかな持ち直し傾向を示したが、円高や海外経済減速により、弱含みで推移した。

個人消費は、震災に伴う消費者マインドの低下による影響がみられたが、百貨店の新規出店・増床効果やデジタル放送完全移行に伴うテレビ等の特需により、夏場に向けて持ち直した。その後、サプライチェーンの回復や、エコカー補助金復活の効果から、自動車販売額は回復したが、家電販売額が家電エコポイントやデジタル化に伴う需要の反動減から低調に推移した。

雇用情勢は完全失業率が高い水準にあるものの、有効求人倍率、新規求人倍率に改善の動きがみられ、依然厳しいものの、持ち直しの動きで推移した。

総務企画部

1. 一般管理・企画調整等に関する業務

(1) 「関西メガ・リージョン活性化構想」のフォローアップ

「関西メガ・リージョン活性化構想」の策定以降、経済界を中心に積極的に広報するとともに、全局的にアクションプランのフォローアップ等を開始した。2011 年 6 月、昨年度に引き続き、各アクションプランの実績の確認、評価、課題の抽出、今後の実施方針等を検討し、「関西経済の成長を支える重点施策」として公表。2011 年 11 月、「関西メガ・リージョン活性化構想」を含めた当局施策全体の PR、「見える化」を進めるため、アクションプランにそれ以外の施策を加え当局施策集「JUMP UP! KANSAI ～関西メガ・リージョンの活性化に向けて～」として取りまとめ、公表した。以降、月一回の更新を行っている。

(2) 関西産業の活性化に資するための各種調査事業の総括と実施

関西地域が抱える産業政策上の課題を把握するとともに、地域経済の活性化と当局の施策提言機能の充実を目的として近畿産業等実態調査等の調査事業の局内調整を実施した。

また、当部において下記の調査事業を実施した。

(ア) 近畿地域における戦略的 CSR 活動に取り組む中小企業の実態調査

関西において社会貢献活動及び社会課題解決を戦略的に事業化する中小企業の実態について把握するための調査を実施し、成功事例の抽出や、課題の分析、政策ニーズの把握を行った。

(イ) 大規模災害発生時における産業支援体制構築に向けた実態調査

大規模災害発生時における中堅・中小企業の被災状況の把握方法や復旧ニーズの実態を調査するとともに、産業支援機関による地域産業の被災情報や被災企業の復旧のためのニーズ情報等の把握・発信方法等の調査を行

うことによって、大規模災害時における産業支援機関による迅速な被災状況、支援ニーズ把握を図るための課題等を抽出し、被災状況に応じた迅速な産業復旧・復興を可能とする産業支援体制の構築を目的とした調査を実施した。

(3) 近畿圏広域地方計画協議会等への参画

国土形成計画法に基づき自立した地域づくりを目指すための将来ビジョンである広域地方計画策定のための、法定協議会である「近畿圏広域地方計画協議会」及び「北陸圏広域地方計画協議会」に委員として参画した。

本協議会においては、当局及び自治体等が連携して取り組む産業活性化の取組について当局が意見を集約し、2009 年 8 月に計画が取りまとめられた。

2011 年度においては、各プロジェクトの進捗状況を検証し、本計画のモニタリングを行った。

(4) 広報

各課の施策や新しい取組を「局長記者会見」やプレス発表を通じて公表した。また、電子ブック「E!KANSAI」を毎月発刊して、近畿経済産業局の推進する施策の普及を行った。さらに、ホームページの内容を充実させ幅広く情報発信に取り組んだ。

2. 統計調査に関する業務

(1) 経済産業省生産動態統計調査

鉱工業生産の動態を明らかにするために、1550 事業所（2012 年 3 月末時点 局経由 うち 986 事業所はオンライン回答）に対して、経済産業省生産動態統計調査を毎月実施した。

なお、データ集計後、特に数値の変動が大きい品目については、当該品目を生産している事業所に対して、変動理由を電話によりヒアリングし、要因を分析した。

また、主要な製品の生産実績については、ホームページに掲載し公表した。

(2) 特定業種石油等消費統計調査

製造業のうち鉄鋼業、化学工業など 9 業種、110 事業所（うち 75 事業所はオンライン回答）について、エネルギー消費の動向を明らかにするために、特定業種石油等消費

統計調査を毎月実施した。

(3) 近畿地域鉱工業生産動向の作成と公表

近畿地域における鉱工業生産等の動向を明らかにするため、生産動態統計等の調査結果を基に、毎月、管内の生産、出荷、在庫、在庫率指数を作成し、公表した。

(4) 「近畿経済の動向」の作成と公表

管内及び全国の生産、個人消費、設備投資、住宅投資、公共投資、貿易、雇用、倒産等に関する主要な経済指標を収集・分析し、管内経済の実態を把握するとともに、毎月、その結果をもとに管内の景気の現状について判断し、「近畿経済の動向」として取りまとめ、公表した。

(5) 大型小売店販売状況（近畿地域）の作成と公表

商業販売統計における管内の大型小売店（百貨店及びスーパー）及びコンビニエンスストアの販売状況について、毎月、ヒアリング等による動向分析を加えた上で、その結果を取りまとめ、公表した。

(6) 地域経済産業調査

2011 年 6 月、9 月、12 月、2012 年 3 月の 4 回、近畿地域に立地する代表的企業等に対するヒアリング結果等を基に、景況や投資動向等の企業活動、個人消費の動向等について分析・取りまとめを行い、拡大経済産業局長会議の場において経済産業大臣に報告するとともに、ホームページに掲載し公表した。

(7) 中小企業景況調査

中小企業庁調査室、中小企業基盤整備機構が四半期ごとに実施する中小企業景況調査のうち、管内中小企業（約 2,800 社）分の景況感を集計・分析し、公表した。

地域経済部

1. 地域新成長産業創出促進事業の推進に関する業務

2010 年度から経済産業省は、地域経済の活性化、競争力強化を図るため、地域が有する多様な強みや特長、潜在力を積極的に活用し、産学官等のネットワークを形成・活用することにより、新たな成長産業群の創出・育成を推進

した。

近畿地域においても、2010 年 3 月に策定した関西発の広域経済活性化戦略「関西メガ・リージョン活性化構想」の実現に向けて、6 の事業を推進した。

(1) 事業を実施した重点分野

- (ア) 次世代電子技術・エネルギーシステム産業創出事業
- (イ) E C O（環境）産業推進事業
- (ウ) ライフ・イノベーション促進事業
- (エ) クリエイティブビジネス創出促進事業
- (オ) アジア人観光客を取り込むための文化芸術産業の拠点“Kansai Creative Factory (K C F)”整備事業
- (カ) 関西国際航空機市場参入等支援事業

(2) 地域新成長産業創出促進事業費補助金の執行

近畿地域の 6 分野における新産業群の創出・発展に向けて、地方自治体、地域の産業界、大学等研究機関、支援機関等による広範なネットワークを構築し、新たな事業活動やイノベーションの創出につながるような先導的の事業を実施した。

- 2011 年度予算執行額
- ・ 160 百万円（6 事業）

2. 「プロジェクト Ne³X T (Neo Exciting Electronics & Energy Technology)」の推進

(1) プロジェクトの概要

関西にポテンシャルのある「次世代の電子技術・エネルギーシステム産業創出」を目的に、地域の様々なプレーヤーの特色を生かした、プロジェクトメイク、国際連携、高度人材交流や、組込みシステム・低炭素社会システムなどのテーマ別の取組への支援など産業支援体制の構築に向けた取り組みを支援した。

(2) 主な事業内容

- (ア) 戦略ボード事業

関西における当該分野の中心的大企業 21 社及び支援機関 8 社が参画する「戦略ボード」を設置した。全体会合や参画企業への個別ヒアリング等を通じて、各社共通的な課題の整理や戦略の検討等を実施するとともに、「7 年後の次世代商品研究会 (N E X T 7)」、「ダイヤモンド・イノ

バージョン・クラブ(D I C)研究会」といった研究会活動に取り組んだ。

(イ) グローバル・コネクト・プログラム (G C P)

中小企業の海外展開を支援するために、海外の産業支援機関である英国貿易投資総省 (U T K I)、米国 Japan America Business Initiatives (J A B I)、イスラエル産業貿易労働省(MO I T A L)との連携による協力関係を構築した。また、海外企業とのビジネスマッチングによる企業間連携支援および海外からの技術提案の受け入れ支援を行った。

(ウ) イノベーション イニシアティブ事業 (I 2)

G N T(グローバル・ニッチ・トップ)企業を次々と創出できるよう、広域に事業を展開した。優良中小企業のネットワーク化、先進的技術分野における共同研究体の構築、新規事業創出に向けた新たな連携のコーディネート及び活動支援を行った。また、先進的な各種装置の活用支援を通じた事業化を支援した。さらにG N T企業の特徴をまとめるとともに、ネットワーク企業の優れた技術について広報支援を行った。

(エ) 関西の有望中小・ベンチャー企業のPR

関西において、特徴ある技術を保有する中小・ベンチャー企業を顕在化させ、地域のみならず、全国・世界中に広く知らしめるとともに、各種マッチング事業等を通じた企業間の連携、新事業の創出を促進するため、企業集「F L A G S H I P S 2 0 1 2」を作成・公表した。

「F L A G S H I P S 2 0 1 2」では、東日本大震災以降、ますます社会的ニーズが高まってきている蓄電池・燃料電池分野の中小・ベンチャー企業9社を紹介した。

3. バイオ・医療機器の技術振興に関する業務

(1) バイオ関連分野のベンチャー創出、共同研究プロジェクト支援

(ア) 創薬シーズ等のアライアンス促進事業

全国の大学・研究機関及びバイオベンチャー等により進められた研究成果のうち、企業連携を望み、かつ、提携可能な創薬関連等の技術を網羅的に収集しデータベースに登録することで、アライアンス締結を支援した。

(イ) バイオ分野のビジネスマッチング支援

創薬、機能的食品、化粧品、バイオ材料等の分野の中小・ベンチャー企業と大企業とのマッチングを図る「関西バイ

オビジネスマッチング2012」の開催を支援した。

(2) 医療機器分野へのビジネス参入支援、海外拠点との連携促進

産業支援機関に対して、以下の事業の実施について地域新成長産業創出促進事業費補助金による支援を行った。

(ア) 医療機器分野の海外ビジネス展開・連携支援

革新的な医療機器開発を創出するため、ドイツの展示会「MED I C A」と米国の展示会「Medical Device & Manufacturing Minneapolis」への出展及びミッション派遣を支援するとともに、国内外の企業・研究機関等による海外展開セッション、企業プレゼン、個別商談会を行う「World Forum KANSAI for BIO/MEDICAL Device in Kansai2012ー医療機器、診断機器、計測分析機器、開発促進のための国際フォーラム・イン・関西」の開催を支援した。

(イ) 再生医療の産業化サポート事業

中小ものづくり企業の医療機器分野への参入を支援するため、再生医療関連の研究現場や医療の現場で必要とされる機器・道具や、求められる機器等に対するニーズや基盤技術などについて、イラストなどを用いてわかりやすく解説したガイドブックの作成、及び、これを用いた医療機器分野参入のためのセミナーの管内7箇所での開催を支援した。

(3) バイオ・医療機器分野の情報発信

2010年度から開設したポータルサイトを活用し、ライフサイエンス分野における国内外の連携を活性化させるため、関西におけるバイオ・医療機器分野の産学官の活動を国内外のクラスター機関や企業、研究機関に紹介する情報発信を行った。

(4) 関西地域における健康長寿関連産業集積の活性化

関西地域にイノベーションを起こさせ、国際的な競争に打ち勝つことができる健康長寿関連産業拠点を形成するため、企業立地促進法に基づく広域基本計画により地域の自治体・産業支援機関が連携して取り組む事業に対して、地域企業立地促進等事業費補助金による支援を行った。

参加地方自治体：

滋賀県、長浜市、京都府、京都市、大阪府、吹田市、

茨木市、兵庫県、神戸市

参加産業支援機関：

NPO法人近畿バイオインダストリー振興会議、大阪商工会議所、神戸商工会議所、(一社)バイオビジネス創出研究会、(公財)京都高度技術研究所、(公財)千里ライフサイエンス振興財団、(財)先端医療振興財団、(財)神戸市産業振興財団

(5) 近畿地域における中小企業の医療機器分野への参入可能性及び競争環境調査

近畿地域におけるものづくり企業の医療機器分野への参入を促進し、ライフイノベーションの創出及び地域経済の活性化を図るために効果的な地域の取組のあり方を検討するために、当分野への参入に当たっての課題や阻害要因、参入成功のための要因等の調査を実施した。また、ものづくり企業の医療機器分野への参入の参考とするため、参入事例集を作成した。

4. 産学官連携の推進に関する業務

(1) 大学等との連携強化

(ア) 大学等連携推進実務者会議の開催

管内各大学等において実際に産学官連携を進める実務者（コーディネータ等）との会合の場として、2011年度は2回、経済産業省や文部科学省等幅広い施策情報の積極的な提供や大学等との連携による取組事例を紹介するとともに産学官連携に関する情報交換を行った。

(イ) 大学への個別訪問の実施

管内の大学を訪問し、産学官連携を進める上で当該大学が抱える課題（学内体制の整備、知的財産の取扱い、経済産業省施策の活用方法等）について意見交換を実施した。

(ウ) 大学との連携講座の開講

次代を担う産業人材の育成を目的として、関西学院大学と協力し、イノベーション創出のための産業政策について、近畿経済産業局職員が直接学生に講義する連携講座「イノベーション政策論」を2011年度秋学期講座として9月より毎週1回、全13回実施した。

(エ) 技術の橋渡し拠点への支援

地域における優れた技術シーズを実用化まで確実に橋渡しする研究開発拠点を整備し産学官の連携によるイノベーションを促進するための「技術の橋渡し拠点」として、

京都大学、大阪大学、(財)京都高度技術研究所の3拠点の整備を支援した。

(2) 公設試験研究機関との連携強化

「近畿地域産業技術連携推進会議※」を活用し、公設試験研究機関間の連携、活性化を図るため、「若手研究者の研修会」、「テクノリサーチコンファレンス2011」、「知財担当者勉強会」を実施した。

※「近畿地域産業技術連携推進会議」

近畿経済産業局が事務局となり、独立行政法人産業技術総合研究所関西センター並びに近畿経済産業局管内の主要な工業系公設試験研究機関（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、京都市、大阪市）で構成され、各機関が連携することにより、地域中小企業等の技術力の向上を目指すもの。

(3) 創造的産学連携体制の整備

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進を図るべく、産学連携に係る関係機関との連携強化に係る活動や大学等の研究成果の活用及び企業の技術的課題への対応策の企画立案に係る活動、大学等の研究成果に基づく知的財産群を形成・活用して大学等の研究を促進する活動に対して、支援を行った。

(4) 知的資産経営の普及・広報

知的資産レポーティングの機能と効果に関する基調講演、報告書の作成企業及び支援者による事例発表を柱とするセミナーを開催した。

5. 地域との連携強化に関する業務

(1) 自治体との連携・交流の推進

基礎自治体等と近畿経済産業局内各課との交流を促進し、地域経済産業施策の周知・展開を図るため、意見交換会や産業振興ビジョン会議等に出席した。

・実施自治体：兵庫県阪神南地域、奈良県、八尾市、高槻市、豊中市

また、市町村が活用できる地域活性化に資する経済産業施策集を作成し、当局ホームページに公開するとともに管内市町村へ配布した。

(2) 企業立地促進に対する支援

(ア) 企業立地促進法の執行

企業立地の促進による地域経済の活性化を目的として地域が行う主体的かつ計画的な取組に対して、以下のとおり支援を行った。

基本計画の策定に係る支援としては、各地域産業活性協議会において、企業立地促進法の概要及び施策の説明を行い、基本計画に関するアドバイスをを行った。

地域産業活性化協議会が取り組む事業に対しては、地域企業立地促進等事業費補助金（13件）の支援を行った。

(イ) 近畿地域立地推進会議の開催

近畿管内の自治体及び関係機関と、主に企業立地に係る情報交換や連携を図るため、近畿地域立地推進会議を2011年7月に開催した。

(ウ) 国内投資促進近畿本部の設置

地域の成長等を実現するための国内投資促進策（地域ごとの成長戦略等）を実行するため、「国内投資促進近畿本部」を設置し、工場立地手続の迅速化などの事業環境整備、産業集積の活性化のための投資促進（インフラ・研究開発、外資系企業の誘致等）等について取りまとめを行った。

(3) 工業用地に関する立地指導・情報収集・助成等

(ア) 「工場立地法」の施行、指導等

1973年の「工場立地法」の改正以降、特定工場（敷地面積9千㎡以上又は建築物3千㎡以上）の生産施設、緑地等の敷地面積に対する割合等を定めている。

2011年度は同法に定める工場立地適正化調査（工場立地動向調査及び工場適地調査）を次の(A)、(B)のとおり実施した。

(A) 工場適地調査（工場立地法第2条1項及び2項）

工場立地法に基づき、工場適地指定制度が1958年より発足し、1959年に「工場立地の調査等に関する法律」が制定され同制度に定める工場立地調査簿を作成、閲覧に供している。

2011年12月現在、管内では170か所、総面積7,345haを工場適地として指定し、工場立地の適地誘導を図った。

適地内工場立地の状況

	適地数	面積 (ha)	未立地面積 (ha)
福井県	19	1,770	205
滋賀県	37	778	362

京都府	34	2,094	582
大阪府	8	185	16
兵庫県	53	1,766	741
奈良県	8	537	241
和歌山県	11	215	127
近畿	170	7,345	2,274

(近畿：2011年12月1日現在)

(B) 工場立地動向調査（工場立地法第2条1項及び3項）

1967年より、工場立地法に基づき、年2回、工場立地動向調査を実施している。

2011年は、2010年と比べ22.67%の増加となった。全国の立地件数は869件で、前年と比べて10.6%の増加であり、その結果、近畿の工場立地件数の全国比は18.8%となり、2年ぶりに増加した。

管内府県別立地動向

	2010年		2011年	
	立地件数	立地面積 (ha)	立地件数	立地面積 (ha)
福井県	8	20	15	21
滋賀県	23	34	27	33
京都府	11	7	23	24
大阪府	12	10	13	3
兵庫県	44	40	56	64
奈良県	27	14	21	36
和歌山県	8	16	8	6

(4) 低炭素型雇用創出産業立地の推進

革新的な技術を活用することにより大きなCO₂削減効果が期待できる世界最先端レベルの低炭素製品に関する生産技術を確立するために必要な国内での設備投資に対する支援を行うことにより、国内での工場立地を促進し低炭素型産業の大きな成長を図ることを目的として、革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業費補助金（2件）の支援を行った。

(5) 都市計画や地域プロジェクトの支援

地域の都市計画審議会や港湾審議会、関西文化学術研究都市等の地域プロジェクトに委員等として参画した。

(6) ソーシャルビジネス支援

ソーシャルビジネスの新たな創出・育成やその担い手を育成するために取り組む事業に要する経費の一部を補助することにより、日本国内における新たな起業や雇用の機

会の創出等を通じた地域経済の活性化を図ることを目的として、地域新成長産業創出促進事業費補助金（２件）の支援を行った。

（７）産業人材育成

（ア）アジア人材資金構想事業

我が国企業に就職意志のある能力・意欲の高いアジア等の留学生に対し、専門教育から企業へのマッチングまでの一連の事業を通じ、産業界で活躍する専門イノベーション人材の育成促進事業を 2011 年度は 3 事業実施した。

（イ）中小企業若年者雇用環境整備推進事業

既存のジョブカフェにおける中小企業等の人材確保の取組を拡充し、これまでの既卒者に加え、新たに新卒者を採用する意欲のある企業の求人開拓の一層の深堀り、そうした企業の情報発信や若者との出会いの場の提供などを行う事業を実施するため、４府県の提案を採択し、委託契約を締結した。

（ウ）地域新成長産業創出促進事業「次世代電子技術・エネルギーシステム産業創出事業（産学技術交流機能）」

関西の電子・エネルギー技術産業が将来にわたってもナンバーワンとしてリードし続けるために必要なイノベーションを創出するため、広域的な交流の場の提供と、産業界のニーズと大学の若手研究者のシーズのマッチングを行い、新たな産学協働研究の成立を図る事業を 2011 年度は 1 事業実施した。

（エ）近畿地区高度海外人財活用プロジェクト

優秀な留学生が日本と海外の架け橋として活躍する場を広げる仕組みを構築し、高度海外人財活用を促進するための普及啓発や、留学生と企業のマッチングの機会を提供する事業を実施した。

（オ）中小企業魅力発信強化事業「Dream Workstyle Project」

将来の担い手となる若い人材が、わが国の新たな成長を支える中小企業等を深く知ることにより、こうした組織で働くことや自ら起業する道を選ぶことを応援するとともに、成長分野への人材異動を促進するために、2011 年度は、地域の大学（５大学）や経済団体をはじめとする支援機関等からなるプロジェクトチームを形成し、中小企業等の魅力を伝えるためのレポートの作成や、リレー講義などを実施した。

（カ）産学官連携による雇用ミスマッチ解消のための異業種合同セミナー等開催プロジェクト「ジョブスタディ・コラボ・かんさい」

大手民間企業グループや大学コンソーシアム等関係団体と連携し、大学生を対象に中小企業から大企業まで多様な規模・業種で働く社会人と学生とが講演・座談会を通じて交流を図るとともにグループワークを行う事業を、大阪と京都で計 19 回実施した。

（キ）被災者就労支援

各労働局に設置された「日本はひとつ」しごと協議会と連携して管内企業における被災者受入アンケートを実施、労働局・協議会と情報共有を図るとともに、被災者向けに情報提供を行った。アンケート総回答数 148 社のうち受入可能性のある企業は 73 社あり、うち滋賀県内企業にて 2 名の被災者の採用が決定した。

６．研究開発・技術振興に関する業務

（１）支援策活用による地域における産学官連携技術開発の推進

（ア）地域イノベーション創出研究開発事業

地域において新産業・新事業を創出し、地域経済の活性化を図るため、新産業創出に貢献しうる技術シーズをもとに新製品開発を目指す研究開発を公募し、2010 年に採択した 12 件（一般枠 4 件、地域資源枠 8 件）の継続事業に対し、委託契約を行った。

（イ）震災復興技術イノベーション創出実証研究事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域の企業等、大学及び地方公共団体が設置する試験研究機関等が共同で、特定被災区域のニーズに即した優れた実用化技術の実証又は性能評価等を行う事業に要する費用の一部を補助することにより、実用化技術の事業化を促進し、もって特定被災区域の復興・発展に資することを目的として研究開発を公募したところ、４件の応募があり 2 件を採択した。

（ウ）民間企業の研究開発力強化及び実用化支援事業（新規産業創造技術開発費補助金）に対する支援

先端的・独創的な優れた技術を有する民間企業が、大学や地方公共団体が設置する試験研究機関等との共同研究によって新たな製品や技術の実用化に向けた実証又は性能評価を行う事業に要する経費の一部を補助することにより、民間企業が単独では対応できない高度な技術課題の

解決に向けた研究開発とその実用化を促進し、もって新産業創出に資することを目的として、2011 年度は 4 件 10 事業者（応募 19 件 45 事業者）について、その研究開発と実用化支援を実施した。

(2) 工業標準化

J I S マーク表示制度の推進等を行うため、国の責務として登録認証機関、認証取得者に対する措置、ならびに J I S に関する情報発信を行った。

(ア) 登録認証業務

2011 年度は、登録認証機関についての業務として、140 件の申請・届出・報告があった。

(イ) 検査業務（認定工場に対するフォローアップ）

2011 年度は、近畿経済産業局による立入検査を 16 件、試買検査を 6 件実施した。

(ウ) J I S マーク表示制度に関する近畿ブロックセミナーの開催

管内の日本工業規格表示認証工場関係者を対象に、工業標準化をめぐる最近の動向、J I S 認定工場としての留意事項等について、周知するため、2012 年 3 月 6 日に大阪市中央公会堂にてブロックセミナーを開催した。出席者数は 870 名。

(3) 特許施策推進業務

(ア) 近畿知財戦略本部事業の推進

近畿地域の中小・ベンチャー企業が知的財産を戦略的に保護・活用できる環境を整備し、地域産業の活性化を図ることを目的に、学識経験者、弁理士、弁護士、公認会計士、企業経営者等で構成する「近畿知財戦略本部」を 2005 年 5 月に設置し、近畿地域における知財関係の中核的機関として活動している。

第 11 回本部会合（2011 年 6 月 20 日）において、「近畿知財戦略推進計画 2010」のアクションプランの推進を確認した。

(A) 企業経営における知財活動の支援

(B) 地域の特性を活かした知財戦略の支援

(C) 知財支援ネットワークの構築と連携の推進

(イ) 特許等取得活用支援事業（知財総合支援窓口の設置）

2011 年 4 月、中小企業等の知財の課題等をワンストップ

で解決する一元的な窓口（近畿管内：2 府 5 県 8 事業者に委託）を設置し、各種相談に対して事業化を見据えた支援を実施し、相談内容に応じて専門性の高い支援が必要である場合には、地域ネットワークとの連携・活用による支援を実施した。

(ウ) 知財ビジネスマッチングマート開催事業

中小企業等が大企業等の保有する開放特許等を活用し、新製品開発や新事業展開へと繋げるため、技術力を有する中小企業に対し、開放特許を保有する大企業等とのマッチングの機会を提供するとともに、ライセンス契約締結、商品化に至るまで、地域ネットワークを活用したフォローアップ支援を実施した。

(エ) 中小・ベンチャー企業向け知財ワークショップ開催事業

中小企業やベンチャー企業の経営者や知的財産担当者等を対象に、知的財産権の戦略的な取得と活用の実践的な手法について、地域のニーズに応じた内容のワークショップを 2011 年度は 9 回開催し、199 名（定員 270 名）が参加した。

(オ) 大学・工設試等研究者向け知財ワークショップ開催事業

大学・公的研究機関等の研究者等を対象に、研究成果の特許化促進等を目的として、研究成果を特許明細書として書き下す手法や、権利化による研究成果の社会還元の意義、権利活用等を主な内容とするワークショップを 2011 年度は 23 回開催し、484 名の参加を得た。

(カ) 知的財産戦略活用シンポジウムの開催

知財を戦略的に活用し、新商品開発、海外進出等を行った事例等の紹介を行うシンポジウムを開催し、240 名の参加を得た。

(キ) 「中小企業の知財推進体制に関する先進事例調査」

近畿地域における中小企業 30 社の知的財産活用の実態把握を行い、その調査結果をまとめ、中小・ベンチャー企業の手引書「知財とうまくつきあうコツ！」と作成した。

(ク) 知財インターンシップ事業の実施

2005 年度から、知財戦略業務に携わる可能性のある大学院生等を、中小・ベンチャー企業等に対してインターンシップ生として一定期間派遣することにより、知財戦略を支援する専門人材の育成と中小・ベンチャー企業の知的財産活用の向上を図っている。

2011 年度は、7 大学等から 49 名の大学院生等を 34 企業に、1 週間～3 か月間派遣した。

(ケ) 近畿知財塾の開催

知財活用のレベルアップを図ろうとする中小・ベンチャー企業の知財担当者による定期的な会合を開催し、知財の戦略的活用に見解のある専門家の指導を受けながら、事例紹介を中心とした講義や、参加メンバー自らの取組の発表などを通じ、知財専門人材の育成と知的財産活用の向上を図っている。

2011 年度は、約 30 名の知財担当者が参加し、全 10 回開催した。

(コ) ホームページ等を通じた情報提供

2005 年度から、「近畿知財戦略本部」のホームページを開設し、知財関連のセミナー、イベント、相談窓口、支援策に関する情報提供を行っているほか、2 週間に 1 回、メールマガジン「K I P - N E T Information」の配信を行った。2011 年度は 33 回配信。読者数 4,812 人。

(サ) 地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金の交付

・地域中小企業外国出願支援事業

中小企業者における戦略的な外国への特許出願を促進するため、都道府県等中小企業支援センターが中小企業者に外国出願を助成する費用の一部を補助する事業として、2011 年度は、管内 3 県及び京都市の各支援センターに補助金を交付し、18 社の企業に対し、海外出願に係る支援が行われた。

(シ) 産業財産権に関する指導・支援等

産業財産権（特許、実用新案、意匠、商標）の出願、登録手続等に関する指導・支援を行うとともに、特許等の登録原簿の謄本及び登録事項記載書類の交付業務を行った。

(ス) 産業技術力強化法等に基づく特許料等の軽減措置に伴う確認業務

「産業技術力強化法」及び「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく特許料等の軽減措置について、その対象者である研究開発型中小企業等及び公設試験研究機関等の確認業務を行っている。

2011 年度は審査請求料について 677 件、特許料について 405 件の確認書を交付した。

(4) 競争環境整備

市場競争をめぐる紛争を適切に処理するとともに、市場における競争環境を整備するため、2011 年度は、競争紛争案件に係る 7 件の通報・相談に対応した。

7. 企業経営の情報化に関する業務

(1) 近畿地域中小企業利活用基盤整備事業

地域中小企業の競争力強化や生産性向上を図るとともに、情報サービス産業の構造的課題に対応することを目的として、経済性かつ利便性の高いクラウドコンピューティングの利活用を中心に、中小企業の I T 利活用の促進と中小 I T ベンダのクラウドサービスの展開等との連携強化を図るため、地域におけるクラウド利活用環境整備事業を実施した。

具体的には、以下の研究会の結果をふまえ、新規ビジネス創出研究会にて、地域クラウドコミュニティの形成に関して継続的に運営していくための課題や地域コミュニティ拡大のための方策等について検討した。

(ア) 中小ユーザー I T 利活用研究会

日頃から中小企業との接点が高い金融機関の法人担当や支援機関の相談員に着目し、その方々が、顧客から受ける相談内容の解決手段として、I T、特にクラウドの活用を常に考えることができる方策について検討した。

(イ) 大手・地域ベンダ連携研究会

関西地域の I T ベンダを対象にアンケートやヒアリングを実施し、中小 I T ベンダがクラウドビジネスへ参入するために、大手ベンダと地域ベンダ、中小 I T ベンダ同士が連携して新たなサービスを構築するための仕組み「関西クラウド構想」について検討を行った。また、関西地域ベンダの協業やパートナーとの連携を促進することを目的とした交流会を開催した。

(ウ) マーケットプレイス研究会

中小 I T ベンダの SaaS クラウドの活用による I T 経営、I T 化推進において課題とその対策を明確にするとともに、マーケットプレイスの活用による課題と対策についても明確にし、中小ユーザー、専門家、中小 I T ベンダの I T 経営、I T 化推進の参考となることを目的とした研究会を開催した。

(2) 情報家電系組込み産業振興ネットワーク活性化事業

関西地域においてポテンシャルのある「次世代電子技

術・エネルギーシステム産業」分野、特に「組込みシステム」産業において、大企業や中堅・中小・ベンチャー企業、研究機関や各種支援機関等のさらなるネットワーク化を促進し、当該分野における活性化を推進した。

(ア) 組込み企業データベース「組込みパワフル企業集 in 関西」の策定及び公開

受発注間の情報の非対称性を解消するため、関西組込み関連企業の技術や得意分野を「見える化」し、関西の組込みポテンシャルを内外へ発信した。掲載者数 75 社。

(イ) 組込み総合技術展 E T 2011「関西パビリオン」におけるマッチングイベントの開催

新たなビジネスマッチングの機会を希望する組込受注企業に対し、具体的な商談の場として大規模な専門展示会の場を活用した展示・商談マッチング会を企画・運営した。

(ウ) 組込み産業活性化フォーラム in KANSAI の開催

関西圏組込みシステム関連企業に対し、組込み関連の最新技術及びビジネス動向情報を提供し、技術力及び製品開発力アップを図った。また、関西は組込み関連産業のポテンシャルが高いことを国内外に P R した。

(3) 地域の I T 活用基盤の強化

個人情報保護法に関しては、経済産業省ガイドラインに係る事業者や一般個人からの問い合わせに対応した。また個人情報漏洩事象の報告を受けた場合、近畿経済産業局内担当課室（原課）及び経済産業省本省情報経済課と連携をとりながら情報収集並びに再発防止を指導した。

産業部

1. 商工業に関する業務

(1) 「商工会議所法」の施行

管内 71 商工会議所からの定款変更等に係る認可業務を始め、各会議所の周年記念事業や近畿商工会議所連合会等のブロック会議等各種事業を支援した。また、商工会議所との情報交換、連携強化を図るため、電子メールによる双方向の情報交換や、メールマガジンを通じ、当局の施策の P R を実施している。

(2) 「自転車競技法」の施行

「自転車競技法」に基づき公正・安全な自転車競技を実施するため各施行者、日本自転車競技会との調整会議の開

催や施設調査・業務監督を行った（管内競輪場：福井、向日町、岸和田、奈良、和歌山）。

(ア) 日程調整会議における管内競輪開催日程の調整

(イ) 各施行者からの開催届、収支報告等受理・進達業務、競輪場の施設調査の実施

(ウ) 特別競輪、記念競輪開催に対する後援名義、大臣賞及び近畿経済産業局長賞の授与、特別競輪開催委員会への出席（被災地支援読売新聞社杯全日本選抜競輪）

(3) 工業用水

(ア) 「工業用水道事業法」に係る主要な業務

同法に基づき、工業用水道事業者からの届出の受理及び報告の徴収、自家用工業用水道に係る届出の受理及び報告の徴収等の業務を行い、工業用水道事業の適正かつ安定的な実施を図った。（近畿管内 20 事業体における事業数は 25、給水能力の合計は約 319 万トン/日（2012 年 3 月末現在））

(イ) 工業用水道事業費補助金に係る業務

地方公共団体が工業用水道施設を建設するに当たり、その費用の一部を補助金として 2011 年度は 4 件の交付を行った（近畿経済産業局は交付申請書の受理、経済産業省への進達、確定検査、補助金支払業務等を実施）。

(4) 「航空機製造事業法」の施行

「航空機製造事業法」に基づく各種届出書を受理するほか、各種申請書、届出書を経済産業省に進達した。2011 年度の届出件数は 1,906 件であった。

(5) 「武器等製造法」の施行

「武器等製造法」に基づく「武器製造許可申請」に対して許可書を交付するほか、各種申請書、届出書を経済産業省に進達した。2011 年度の申請件数 35 件であった。

(6) 化学兵器禁止条約の国内実施

(ア) 産業関係申告・届出

毎年 9 月に翌年の製造予定数量（表 2 剤と表 3 剤のみ）を、2 月には前年の生産実績数量（表剤と有機化学物質）について事業者から申告・届出を受け、整理の上、経済産業省に送付した。

(イ) 国際査察への立会い

査察の可能性のある事業所に対し、査察受入れに備えて、

準備状況を確認・指導するため「事前調査」を実施した。
国際機関（O P C W）が実施する国際査察に立ち合った。

(7) 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく特定国際種事業

象牙製品を取り扱うすべての事業者（製造業者、卸業者及び小売業者）に届出を義務づけており、2011 年度末現在の届出事業者数（廃止除く）は 1,759 事業者である。また、象牙印章小売店舗等の立入検査と報告徴収を行い、管理状況の把握と指導を行った。2011 年度末の立入検査数は、累計で 997 事業者である。

(8) ものづくり日本大賞の推進

2010 年度に行った第 4 回ものづくり日本大賞の公募の結果、近畿ブロックで 76 件の応募があり、近畿ブロック選考分科会（第 1 次審査）、選考有識者会議（第 2 次審査）の審査の結果、近畿ブロックからは内閣総理大臣賞が 1 件、経済産業大臣賞が 2 件選出された。2012 年 3 月 2 日、近畿ブロックから選出された特別賞 3 件、優秀賞 12 件の受賞者に対して、受賞式を開催した。

(9) モノ作り中小企業の顕在化

「2011KANSAIモノ作り元気企業 100 社」の選定
ものづくり中小企業を広く国民に対して具体的な姿で分かりやすく示すことにより、近畿地域において活躍する中小企業のやる気を一層引き出すとともに、若年者等がものづくりに対する関心を持つきっかけになることを目的として、「2011KANSAIモノ作り元気企業 100 社」をとりまとめた。

(10) 鉄鋼の生産計画

鉄鋼の生産計画、鉄スクラップの需給見通しを把握するために、管内の電炉メーカー（大手鋳物、鋳鍛鋼メーカーを含む）14 企業に対するヒアリングを四半期ごとに実施し、管内普通鋼電炉鉄鋼生産計画を取りまとめて経済産業省（製造産業局鉄鋼課）にその結果を報告した。

(11) オゾン層保護対策推進

特定フロン等オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化等を周知徹底するため、2011 年 9 月、各方面へのポスタ

一配布等を行った。

(12) REACH規制

REACH規制（欧州連合における化学品の登録・評価・認可及び制限に関する規則）は、2007 年 6 月 1 日に施行、2008 年 6 月 1 日より本格運用を開始した。

(13) 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（通称：化審法）

改正化審法が 2010 年 4 月及び 2011 年 4 月に段階的に施行されたのに伴い、2011 年 11 月 21 日、同法に関する説明会を開催した。改正化審法は、既存化学物質を含むすべての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を新たに義務づける等改正したものである。

(14) 伝統的工芸品産業の振興

伝統的工芸品産業は、地域に根ざした地場産業として特色ある地域経済の発展に寄与するとともに、地域文化を担う役割を果たしている。1974 年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」が制定され、品目を指定し、後継者の育成、技術・技法の承継・保存、需要の開拓等の振興策を実施している。

（ア）伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定状況

2011 年度末現在の管内の指定品目数は 43 品目、振興計画等の認定件数は 23 件となった。

（イ）伝統的工芸品産業支援補助金（直接補助金）

伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づき策定された振興計画等の実施に対する経費を補助した。

（ウ）「伝統的工芸品月間（11 月）」行事の開催

・伝統的工芸品産業功労者等表彰授与式（近畿経済産業局長表彰）

組合役員 10 名、伝統工芸士 7 名

・近畿地域伝統的工芸品産地連絡会（外部専門家によるセミナー等実施）

(15) 関西国際航空機市場参入等の推進

2009 年 3 月に策定した「関西国際航空機市場参入等支援事業（協働プログラム）」に基づき、関西における優れ

た製品や技術を有する中小企業の次世代リーディング産業である航空機産業への参入、サプライチェーンの強化等を支援することを目的に情報提供、専門家による訪問指導、ビジネスマッチング、海外展開支援事業を実施するとともに、新たに「先導的モデル事業」を開始した。

(ア) 情報提供

2011 年度は、航空機市場への新規・本格参入を目指す中小企業向けに、市場ニーズ、一貫生産に必要な体制整備、参入に必要な認証等に関するセミナーを計 4 回行った。

(参加者：延べ 204 名)

(イ) 専門家による訪問指導

2011 年度は、支援申込みのあった中小企業に対して専門家が訪問し、参入可能性、今後の課題についてアドバイスを行った。(支援企業：延べ 13 社)

(ウ) ビジネスマッチング

2011 年度は、川下企業 4 社においてビジネスマッチングを実施した。(提案企業：延べ 40 社)

また、特に震災復興支援として東北地域企業向けのマッチングを実施した(提案企業：のべ 25 社)。

(エ) 先導的モデル事業

2010 年 10 月、川下企業(住友精密工業)の協力により、中小企業の連携ネットワークにより航空機部品のキットをジャストインタイムで供給するための体制作りへの支援を引き続き実施した。(2011 年 3 月時点でのネットワーク参加企業：11 社)

(オ) 海外展開支援

2011 年 6 月、フランスパリ・エアショーへの出展を支援した。(参加企業：1 社、商談：延べ 12 件)

(16) ものづくり基盤技術の高度化支援に関する業務

「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」(以下「中小ものづくり高度化法」)の施行

中小ものづくり高度化法は中小企業のものづくり基盤技術の高度化を支援することにより、我が国製造業の国際競争力の強化及び新たな事業の創出を図ることを目的に 2006 年 6 月に施行された。

中小企業者は、単独又は共同で特定ものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用に関する計画(特定研究開発等計画)を作成し、中小ものづくり高度化法の規定に基づき、経済産業大臣(経済産業局長)の認定を受け

ることができ、この認定を受けた特定研究開発等計画に対して戦略的基盤技術高度化支援事業等の支援措置を実施している。

(ア) 「特定研究開発等計画」の認定

近畿経済産業局ではものづくり高度化法の周知・普及を図るため、管内各地で説明会等を実施するとともに、中小企業者からの個別相談に対応している。特定研究開発等計画の認定申請を随時受け付け、2011 年度は近畿経済産業局で 132 件の特定研究開発等計画の認定を行った。

(イ) 戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に資する革新的かつハイリスクな研究開発等を促進することを目的に、中小ものづくり高度化法認定計画を基本とした研究開発を公募し、ものづくり基盤技術を担う川上中小企業者と川下製造企業者等、研究機関等による共同体に対し、研究開発を委託した。

2011 年度における採択の状況は、以下のとおり。

	応募件数	採択件数
2011 年度当初予算	168	28
2011 年度補正予算	58	11

2. 中小企業対策に関する業務

(1) 中小企業の金融

(ア) 連鎖倒産の防止

大型倒産について、関係中小企業者の連鎖倒産防止のため、「中小企業信用保険法」第 2 条第 4 項第 1 号の規定に基づき倒産事業者の指定手続を行い、2011 年度の指定件数は 9 件である。

また、同法同条同項第 5 号・7 号等に基づく指定についても関係機関と連携を取りつつ、セーフティネット保証制度を推進した。

(イ) 信用保証協会への検査・監督

2006 年 10 月 1 日付けで信用保証協会に対する検査・監督権限が当局に移管された。

管内 8 信用保証協会(7 府県及び大阪市)の事務運営に関する認可申請書、報告書等の受理及び中小企業庁への進達、苦情処理などの事務処理に加え、信用保証協会に対して立入検査を実施した。

(ウ) 資金供給円滑化信用保証協会基金補助金

信用保証協会の経営基盤の強化を図り、もって、経営安

定関連保証等により増大する保証需要に対応し、併せて求償権回収体制の整備を図るため、基金補助事業を行っている。

(エ) 地域融資動向に関する情報交換会

中小企業の資金需要が増大する時期において、中小企業への資金供給の円滑化を目的に、財務局（財務事務所）、経済産業局及び各府県はそのための環境づくりとして、「借り手」と「貸し手」の意志疎通が公正かつ的確に行われるための意見交換の場を提供するとの立場で、「地域融資動向に関する情報交換会」を計7回開催した。

(オ) 東日本大震災に関する公的支援制度説明会

地域金融機関と連携し、東日本大震災に関する公的支援制度説明会を実施した。

(2) 「下請代金支払遅延等防止法」の施行

「下請代金支払遅延等防止法」に基づき、違反親事業者に対する立入検査を2011年度は182事業所に実施し、同法の周知徹底・改善指導等を行った。また、毎年11月の下請取引適正化推進月間において、公正取引委員会と分担して管内府県で講習会を開催した。

(3) 官公需確保対策

(ア) 官公需確保対策地方推進協議会

中小企業者の官公需受注機会を増大するため、毎年度、閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の方針」を普及・徹底することを目的に、管内7府県の会場で発注者である国等の出先機関・地方公共団体、受注者である中小企業協同組合等及び中小企業団体中央会等、計403名の参加を得て「平成23年度官公需確保対策地方推進協議会」を開催した。

(イ) 官公需適格組合証明制度

事業協同組合等の中で、特に受注した契約を十分に責任をもって実施し得る経営基盤（組織体制、財政状況）が整備された39組合（物品納入等・工事含む）に対し、工事に係る証明申請については官公需適格組合審査諮問委員会の意見を聴いた上で「官公需適格組合証明書」を交付した。

(ウ) 官公需受注（契約）額実績調査

官公需適格組合の官公需受注実績、地方公共団体の中小企業者向け契約実績等を把握するため、管内地方公共団体

7府県44市に対して受注（契約）実績額等の調査を実施した。

(4) 分野調整

「分野調整法」（1977年6月）に基づき、関係機関（都道府県、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会等）の協力を得て、紛争の情報収集並びに相談に応じた。

(5) 中小企業相談業務等

中小企業からの来訪、文書、電話等により個別に持ち込まれる相談・苦情等への対応をするとともに、具体的な経営に関する相談については必要に応じ、関係中小企業支援機関へのあっせんを行った。また、中小企業からの政策への提言、苦情、陳情、要望等の受理及び処理に当たった。

(6) 中小企業再生支援協議会事業

「産業活力再生特別措置法」に基づき、支援機関として認定した管内の各府県庁所在地の商工会議所に中小企業再生支援業務を委託した。

商工会議所が設置する中小企業再生支援協議会に、窓口専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関OB等）を常駐させ、2011年度末現在で3,513社の中小企業者からの相談に対応した。

また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業には、常駐専門家を中心とした支援チームを編成し、501社の再生計画策定を支援し、456の再生計画策定を完了させた。

(7) 中小企業承継事業再生計画の認定

第二会社方式による企業再生計画の認定制度により、第二会社への許認可等の承継、税負担の軽減、金融支援等の特例措置により事業再生を支援し、地域の雇用確保、取引の維持を図っている。

(8) 中小企業等協同組合法の施行

近畿経済産業局所管の事業協同組合及び同連合会の設立認可等の指導・監督を行った。2011年度末現在の所管組合数は453件（連合会7件含む）である。

(9) 中小企業団体の組織に関する法律の施行

(ア) 商工組合

近畿経済産業局所管の商工組合に係る設立認可等の指導・監督の事務を行うとともに、管内各府県から設立認可等の処理に際しての協議を受けた。2011 年度末現在の所管商工組合数は 56 件である。

(イ) 協業組合

近畿経済産業局所管の協業組合に係る設立認可等の指導・監督の事務を行った。2011 年度末現在の所管協業組合数は 2 件である。

(10) 中小企業支援ネットワーク強化事業

近畿経済産業局が選定した中小企業支援の専門知識や豊富な実績を有する上級アドバイザーが、ネットワークを構成する支援機関を巡回し、支援機関の相談対応の一環として、高度専門的な相談に直接対応。必要な場合はさらに専門家の派遣により、中小企業が抱える高度専門的な課題の解決を図る。

また、支援機関の相談員は、巡回対応を行う上級アドバイザーとともに相談事案に参加し、現場の経験を通じて能力向上を図るとともに、集積された相談事例の知見・ノウハウ等をネットワーク内で広く共有し、支援機関の能力向上を図る。

管内では、上級アドバイザーを 76 名採択し、事業を実施。2011 年度末現在の中小企業支援ネットワーク参加支援機関数は 450 支援機関（うち、巡回先支援機関数は 100 支援機関）となった。

(11) 中小企業経営承継円滑化法の施行

事業承継税制の抜本拡充や民法上の遺留分制度による制約への対応を始めとする中小企業者の事業承継円滑化のための総合的支援策の基礎となる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（中小企業経営承継円滑化法）」が 2008 年 5 月に成立、同年 10 月 1 日から施行（民法の特例に関する規定は 2009 年 3 月 1 日から施行）された。

同法に基づく確認・認定等業務を行い、2011 年度の法第 12 条第 1 項に規定する認定数は 22 件、同法施行規則第 16 条第 1 項の確認数は 148 件である。

(12) 小規模企業者等設備導入資金助成法の施行

小規模企業の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図ることを目的として、小規模企業設備資金制度に基づき、設備資金貸付事業は管内 2 府県、及び設備貸与事業は管内 5 府県に対して、必要な資金貸付を行った。

(13) 人権啓発支援推進委託費及び人権啓発支援調査委託費

産業界に対して、人権尊重の理念を広く普及させ、その理解を深めることにより、人権意識の涵養を図るため、人権啓発支援推進委託費及び人権啓発支援調査を府県、政令市及び民間経済団体に委託して実施した。

(14) 中小企業大学校関西校

1980 年 12 月に設立して以来、中小企業大学校関西校では、中小企業の経営者、管理者、後継者等を対象に、情勢変化に的確に対応しうる人材の育成を目指して、高度で多種多様な専門的研修を実施している。

近畿経済産業局では、同校で実施される研修への講師派遣等を通して、積極的な支援を行った。

3. 創業・ベンチャー企業等の振興に関する業務

(1) 新連携対策事業による支援

「中小企業新事業活動促進法（2005 年 4 月施行）」に基づき、異分野の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて新事業を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図る取組を認定し補助を行った。

2011 年度は、新連携支援地域戦略会議事務局と一体となって事業計画のブラッシュアップを行い、8 件の事業認定を行った。また、62 件の事業に対して補助するとともに、説明会や中間検査を積極的に行い、適切な事業管理に努めた。

(2) 地域資源活用による支援

(ア) 「中小企業地域資源活用促進法（2007 年 6 月施行）」に基づき、地域の中小企業による地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源等）を活用した新商品・新サービスの開発・販路の開拓を図る取組を認定し補助を行った。

2011 年度は、地域資源支援事務局と一体となって事業計画のブラッシュアップを行い、10 件の事業認定を行った。また、93 件の事業に対して補助するとともに、説明

会や中間検査を積極的に行い、適切な事業管理に努めた。

(イ) 地域資源∞全国展開プロジェクト (小規模事業者
新事業全国展開支援事業)

2006 年度より、商工会、商工会議所が地域の事業者と
一体となつて行う地域資源を使った新たな製品の開発や
全国的な販路開拓、観光開発といった取組を支援。2011
年度は 29 件の事業に対する補助を行い、団体の委員会に
出席するとともに他地域での取組の紹介などアドバイス
を行った。

(ウ) J A P A Nブランド育成支援事業

2004 年度より、商工会、商工会議所等が地域の事業者
と一体となつて、国際市場で通用する高いブランド力
(JAPAN ブランド) の構築を目指す取組を支援した。また、
2010 年度からは補助対象者を「中小企業者を主とする 4
者以上のグループ」にも広げ、より中小企業の販路拡大に
資する事業となっている。なお、2011 年度については 14
件の事業に対する補助を行い、団体の委員会に 10 回出席
するとともに他地域での取組の紹介などアドバイスを行
った。また、適正に補助事業を執行するため、中間検査を
積極的に行い、適切な事業管理に努めた。

(3) 農商工等連携事業による支援 <産業振興室>

2008 年 7 月 21 日付けで施行された「農商工等連携促進
法」に基づき、中小企業者と農林漁業者が連携し、それぞ
れの経営資源を有効活用し、新商品等の開発・販売を図る
取組について支援した。2011 年度は 9 件認定し、44 件の
補助を行うとともに、農商工連携事業に関する普及啓発を
行うため、講演会や説明会でパンフレットの配布等を行い、
認定に繋がる案件発掘を重点的に行った。

また、農商工連携や地域資源の活用により開発した商品
やサービスの海外販路開拓と関西へのインバウンド促進
を目的として、海外バイヤー・メディアへの地域産品 PR
展示会を開催した。

(4) オープンイノベーションに関する検討

オープンイノベーションのあるべき姿や仕組みを構築
するに当たり、現状や問題点を把握し、それらの課題に対
する解決方法を検討するため企業ヒアリング調査を実施
した。また、その結果について議論し、方向性を検討する
ためワーキングを開催し、ニーズ情報の開示方法をはじめ

とするマッチングのあり方等について、報告書として取り
まとめた。

(5) 創業・経営革新支援

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」
(2005 年 4 月施行) に基づき、以下の業務を行った。

(ア) エンジェル税制(ベンチャー企業投資促進税制) の
確認書の発行業務

2011 年度のエンジェル税制確認書の発行件数は 5 件、
事前確認書の発行件数は 1 件で、創業してから 10 年未満
の新規中小企業に対して資金面の支援を行った。

(イ) 中小企業の経営革新支援

地域の中小企業の多様な経営課題に対処するため、「経
営革新計画」(中小企業者、組合、グループ等が作成し府
県が承認) について助言・指導を実施した。

1999 年 7 月から 2011 年度末の累計管内承認件数は、
7,074 件となり、新商品や新サービスの開発や導入等によ
り、付加価値の拡大又は効率性の向上を支援した。

(6) 「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措 置法(産活法)」

「産活法」に基づき、事業再構築計画等認定の申請に関
する相談に対応し、生産性の向上等を目指す事業者の支援
を行った。

4. 流通・サービス産業に関する業務

(1) 中心市街地の活性化・中小小売商業振興

(ア) 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、商店街
振興組合、商工会議所、特定会社、民間事業者が行う、全
国的に先進的な中心市街地における取組に対して、2011
年度は 7 件の補助を行った。

(イ) 中小商業活力向上事業

商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、
少子高齢化、安心・安全、環境等に対応した施設整備事業
(ハード整備事業) 及び活性化支援事業(ソフト事業) に
対して、2011 年度は 15 件の補助を行った。

(ウ) 中心市街地活性化普及啓発事業

東北地域でより効果の高い復旧・復興プラン策定のため
の一助とすることを目的に、阪神・淡路大震災で被害を受

けた中心市街地の復興事例をとりまとめ、東北地域で報告会を開催した。

(エ) 「商店街活性化事業計画」の認定

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行後、商店街活性化事業計画の認定申請を受け付け、審査を経て、2011 年度末までに近畿経済産業局で 12 件の商店街活性化事業計画の認定を行った。

(オ) 地域商業活性化事業

東日本大震災により被害を受けた商店街等に賑わいを創出するため、被災地域以外の商店街等が被災地域を支援する事業、災害に強い商店街等の整備を行う事業等に対して、2011 年度は 9 件の補助を行った。

(2) 大規模小売店舗立地法の円滑運用

「大規模小売店舗立地法相談室」において、同法の円滑な運用を図るべく、相談業務、毎月度届出等に係るデータベース作成を行うとともに、管内各府県(政令指定市含む)との連絡会議を開催する等、法運用の実態把握に努めた。

(3) 物流効率化等

＜近畿地方総合物流施策推進会議＞

2009 年 7 月 14 日に閣議決定された「総合物流施策大綱(2009-2013)」では、地域における推進体制として、国の出先機関、地方公共団体、物流事業者、荷主等による地域の実情に応じた連絡体制の下、総合的な施策の推進を図ることが求められている。

近畿地域においても引き続き「近畿地方総合物流施策推進会議」を設置し、[1]物流効率化、[2]情報通信技術、[3]環境・循環型社会の構築等について推進を図った。

＜関西におけるグリーン物流の推進＞

関西において、物流分野における二酸化炭素排出削減に向けた荷主企業と物流事業者の連携・協働による取組を支援し、グリーン物流パートナーシップ事業の普及・促進を図るため、「関西グリーン物流パートナーシップ会議」を開催した(第 13 回会議開催(2011 年 7 月 27 日))。

(4) サービス産業の振興

2011 年 2 月に取りまとめた顧客の感性に訴えかける「感性サービス」の事例集及びコストダウンや売上増につ

ながる業務改善の手法である「サービス産業における業務改善標準」について、2008 年に産学官により設置した「関西サービス・イノベーション創造会議」等と連携し、サービス産業ベストプラクティスセミナーの開催(2011 年 11 月 25 日、2012 年 1 月 26 日)等を実施することで、関西の中小サービス業への普及啓発を行った。

また、「日本ならではの」を具現化する価値である「おもてなし」に着目し、価格競争に陥ることなく「付加価値の高いサービス産業」を目指すための方策を産学官で議論する、サービス産業の活性化に向けた意見交換会を開催した(2011 年 8 月 18 日)。

(5) 文化産業の振興

海外からの誘客による関西の活性化を図るため、クールジャパンとして注目されている我が国の文化芸術産業の中核を担うポップカルチャーの“創造工場”として「Kansai Creative Factory(KCF)」の整備に向けた調査検討を行った。その一環としてシンポジウムを開催するとともに、KCF 運営協議会(準備会)が支援した第 1 号ライブエンターテインメントコンテンツである「ギア」の実証実験として、京都市内の中心地にある劇場「アートコンプレックス 1928」にてトライアウト公演を実施した。

(6) デザイン振興

関西のデザインビジネスの活性化を図るため、関西のデザイン性の高い製品を掲載した「関西デザインポテンシャルマップ」及び「関西デザイン撰」を策定し、国内外への情報発信を実施した。また、若手デザイナーを対象としたデザインを戦略的に活用するための知的財産権の知識及びそのマネジメント能力を向上するための知財マネジメント講座を実施した。

(7) コンテンツ産業の振興

関西が有するコンテンツ産業のポテンシャルを内外にアピールするとともに、コンテンツの新たな利活用とコンテンツ関連の人材の発掘・育成・交流、マーケットの形成を目的として、「クリエイティブ・インダストリー・ショーケース in 関西(C r I S 関西)」を 2011 年 9 月から 12 月にかけて実施し、期間中約 69 万人の来場があった。

また、C r I S 関西の中核事業である「大阪創造取引所」

を10月18、19日の2日間開催し、2,022人の来場があった。

同じく、コンテンツ産業の裾野拡大と大阪創造取引所の補完を目的として「クリエイティブビジネス環境整備事業」を実施した。

同事業の中核イベントである分野別の小規模展示商談会「クリエイティブ・ビジネス・ミーティング（CBM）」は、2011年10月から2012年2月までに計5回開催し、延べ366人の参加があった。

5. 消費者行政に関する業務

(1) 「特定商取引法」の施行

「訪問販売」「通信販売」「電話勧誘販売」「連鎖販売取引」「特定継続的役務提供」「業務提供誘引販売取引」を規制対象に、消費者相談、申出等を端緒として、事業者の属性確認、違反事実の認定等の調査を実施した。法違反事業者に対する2011年度の行政処分は2件であった。

(2) 「割賦販売法」の施行

前払式割賦販売業者（許可）、前払式特定取引業者（許可）及び信用購入あっせん業者（登録）に対する報告徴収・立入検査等の指導・監督を実施した。2011年度の立入検査件数は22件であった。

(3) 「商品先物取引法」の施行

商品先物市場の健全な運営の確保と取引の委託者の保護の観点から、商品先物取引にかかる事業を許可された事業者に対する立入検査を、2011年度においては経済産業省及び農林水産省と合同で7件実施した。

(4) 「製品安全関連法」の施行

「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に関する指定製品の製造・輸入事業者の届出等の受理、届出事業者に対する報告徴収・立入検査等による指導監督及び法違反事業者に対する改善指導を2011年度は41件実施した。

立入検査については、定期的検査を経済産業大臣指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構が実施した（近畿経済産業局が必要に応じ同行した）。

「電気用品安全法」について、法周知のためのセミナーを当局主催として、輸入事業者を対象に開催した。

(5) 「家庭用品品質表示法」の施行

「繊維製品（35品目）」「合成樹脂加工品（8品目）」「電気機械器具（17品目）」「雑貨工業品（30品目）」について、表示事項、遵守すべき事項に係る表示の適正化を図り、不適正表示者に対する改善指導を実施した。

全国の都道府県が実施した小売業者への立入検査結果等に基づき、報告のあった不適正表示事業者（製造業者、輸入業者等）に対して、2011年度は4件の改善を指導した。

(6) ゴルフ場等に係る会員契約の適正化

「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」に基づく会員募集届出に係る相談・受理業務を行った。

(7) 消費者相談への対応

消費者相談業務を円滑に運営するため、「消費生活アドバイザー」（経済産業大臣認定事業）の資格を有する消費者相談員（非常勤職員）5名を配置（3名常駐/日体制）し、電話等による相談業務に当たった。2011年度における相談件数は1,290件であった。

また、相談員の資質の向上及び複雑化、専門化する相談内容に対応するため、毎月1回顧問弁護士との指導助言を受けるとともに、独立行政法人製品評価技術基盤機構と商品事故等に関する情報交換を実施した。

6. アルコールに関する業務

(1) 「アルコール事業法」の適正な執行

工業用アルコールが不正に使用されることを防止しつつ工業用に確実に供給されることを確保するため、アルコールの製造、輸入、販売、使用については事業者等に対して許可制を採用している。更に許可制度の導入に併せて、事業者からの定期的な報告による事後チェック等を行い、その確認のため立入検査を実施し、「アルコール事業法」の適正な執行と厳正な処理に努めた。

(2) 管内の業務概況

2011年度近畿経済産業局管内事業場のアルコール使用

量は約 15 万 kl で全国の約 22%を占めている。主な用途は医薬品・同関連製品、アルコール食品防腐剤、鎖式有機工業薬品、家庭用合成洗剤、アルコール化学溶剤などであった。

(ア) 許可事業者数等 (2012 年 3 月末現在)

製造事業者	4 社
輸入事業者	7 社
販売事業者	189 社
許可使用者	782 社
承認試験研究製造者	9 社
承認試験研究輸入者	4 社

(イ) 定期報告に基づく書類検査

許可事業者は、毎年 5 月末日までに、前年度におけるアルコールの製造数量、輸入数量、譲受・譲渡数量、使用数量等を記載した報告書を提出する。当該報告書に基づき違法な横流しや不正使用等がないかを確認する書類検査を行った。

(ウ) 立入検査

アルコール事業法の適正な執行を図るための担保として、製造等の許可事業者に対し、許可事項及び義務履行の状況を実地に確認するため、事業場に立入り、帳簿、書類、在庫数量等について検査を実施した。また、必要に応じ、分析に必要な試料を収去した。2011 年度における立入検査件数は 133 件であった。

通商部

1. 国際化・通商に関する業務

(1) 関西への対日投資の促進

(ア) 戦略的な投資誘致活動の展開

関西では、自治体や経済団体が構成する「関西対日投資促進協議会 (K-CIP: Kansai Council of Investment Promotion)」を 1998 年 6 月に設立 (事務局: 近畿経済産業局、大阪商工会議所) し、関西への対日投資促進に向けた広報活動等の共同事業を行ってきたが、各自治体等の個別の投資誘致活動が活発になり、K-CIP の役割は、共同事業の実施から情報交換・人的ネットワーク形成の場へと変化してきた。このような投資誘致を巡る情勢の変化に応じて、K-CIP のあり方について見直しを行い、2009 年 7 月をもって K-CIP を発展的解消し、実態に即した実務者同士のネットワーク形成・情報交換の場である「関

西対日投資促進連絡会議」を発足 (事務局: 近畿経済産業局) させた。

併せて、海外からの関西への投資誘致を促進するため、関西経済連合会、近畿商工会議所連合会 (大阪商工会議所)、ジェトロ大阪本部、近畿経済産業局の関西広域機関が一体となり、2009 年 8 月に「INVEST 関西会議」を発足 (事務局: 近畿経済産業局、ジェトロ大阪本部) させた。同時に、ワンストップサービス窓口機能として、「INVEST 関西デスク」を開設 (ジェトロ大阪本部 対日投資・ビジネスサポートセンター内) し、同デスクに関西経済界が 1992 年に設立した対日投資誘致機関「関西パートナーシップ協議会 (KPS)」の活動拠点を集約させた。また、2011 年 4 月には「INVEST 関西」Web サイト (日・英) を構築し、官民連携により、関西への進出に関心のある外国企業の発掘から拠点設立支援まで、よりきめ細かなサポートを行う体制を整備した。

【主な活動例】

■ 関西への投資誘致に向けた連携促進

広域機関で構成される INVEST 関西会議や、自治体等の投資誘致担当者が構成される関西対日投資促進連絡会議を通して、投資誘致に係る情報共有やネットワーク形成を図った。

■ 対日投資実務者向けスキルアップ研修会

投資誘致ノウハウ等のスキルアップを目的に、自治体等の外資系企業誘致担当者を対象とした研修会を行った。

(イ) 関西プロモーションツールの作成

関西の投資環境等を紹介した冊子「Welcome to Kansai!」(日・英・中) を、各自治体のインセンティブなど内容の充実を図るなど全面的に改訂し、各自治体や在関西の領事館、外国経済機関及び京阪神ホテル協会等へ幅広く配布を行った。

(ウ) 既進出外資系企業の定着・個別支援

外国企業の関西進出後の定着支援を図るため、関西に進出している外資系企業 28 社のヒアリングを実施し、個別企業のニーズに応じた有益情報の提供や、新聞・ホームページ等で企業紹介を行うなどの個別支援を行った。

(2) 国内外からの集客交流の促進

近畿地域の魅力発信とビジネス交流機会の拡大を図るため、産業ツーリズム (産業観光やテクニカル・ビジット等) を始めとする集客交流を推進した。

・「産業観光」に対するアジアを中心とした外国人のニーズ調査

関西に多数集積している産業施設を有効に活用した「産業観光」による関西の産業ポテンシャルの魅力発信・認知度向上を図ることを目的に、国・地域等の属性により魅力や趣向が大きく異なる産業観光に対する外国人のニーズについて、調査・分析を行った。

(3) 中小企業の海外展開支援

(ア) 近畿地域中小企業海外展開支援会議による取組

中小企業の海外展開の強化に向けた基盤作りを行い、意欲のある中小企業や新たに海外展開に取り組もうとする中小企業の海外展開を支援するため、2010年10月に近畿経済産業局内にプロジェクトチーム(中小企業海外展開支援PT)を設置するとともに、「近畿地域中小企業海外展開支援会議」を発足させた。2011年6月に第3回目の会議を開催し、参画機関による具体的な取組内容や数値目標をとりまとめた「近畿地域中小企業海外展開支援行動計画」を策定した。また、実務者会議を開催し(1回)、自治体の具体的な取組事例の紹介や情報交換等を行った。さらに、近畿経済産業局、ジェトロ大阪本部及び中小企業基盤整備機構近畿支部からなる幹事会を5回開催し、一貫支援企業の支援等について協議を行った。

(イ) 海外展開関連情報の発信

支援会議参画機関の支援施策を一覧にまとめた「海外展開支援施策ガイド」や、海外で開催される国際展示会を業種別にまとめた「国際展示会一覧」を作成し、ホームページに掲載するとともに各種セミナーやイベント等で配布した。また、金融機関との連携によるセミナー(4回)や、支援機関が一堂に会し、施策紹介や個別相談を行う「海外展開支援施策合同説明会」を始め、各種セミナー・説明会を行った。さらに、毎週のホームページ更新やメールマガジン配信を通じて、海外展開の意欲を持つ中小企業に対し、セミナーや展示会の予定、施策等について最新の情報提供を行った。

(4) 分野別国際ビジネスの環境整備・事業展開の支援

(ア) 中小企業の海外展開における知財戦略等に関する調査

中小企業の海外展開の課題の一つである知財の保護・活

用について啓発・情報提供を行うため、海外展開している中小企業が実際に海外で直面した知的財産に係るトラブルやその解決方法・対応策等について実態調査を行うとともに、アジア等の新興国の知的財産法制度について整理し、「事例に学ぶ 中小企業のための知的財産を活用した海外展開のススメ ～トラブルにあう前に～」としてまとめ、支援機関や中小企業に配布を行った。

(イ) BOP (Base of Pyramid) ビジネスの支援

世界人口の約3/4を占める年間所得 3,000 ドル未満の層をターゲットとするBOP (Base of Pyramid) ビジネスについて普及啓発を行うため、先進企業の事例等を紹介するセミナーを2回行った。

(ウ) 技術協力プログラムを活用した海外展開支援

海外技術者研修協会の研修事業や海外貿易開発協会の専門家派遣事業を活用し、タイやベトナム等の政府関係者や民間代表に関西の中小企業等の先端的技術の紹介を行い、環境・省エネビジネスの海外展開を支援した。

(5) 国際会議の開催、海外ミッションの派遣等による国際ビジネス機会の創出

(ア) 「アセアントッププロモーション」

2011年7月3日～7日、アセアン諸国に対し、近畿経済産業局、大阪市、関西経済連合会及び大阪商工会議所のトップによる「アセアントッププロモーション」を行った。シンガポール、インドネシアでの「大阪・関西トッププロモーションセミナー」において、現地の商工会議所、観光関係者、マスメディア及び環境産業関係者等に対し、関西の魅力や関西企業のアジア展開、水・環境ビジネス分野における取組等について説明を行った。さらに、インドネシア中小企業大臣や東南アジア諸国連合事務総長等の要人と意見交換を行った。

(イ) 外国政府機関との意見交換

2011年5月及び6月、タイ投資委員会のミッション団を受け入れ、中小企業の海外展開に関する意見交換や環境関連企業の視察等を行った。

(6) 国際化関連情報の発信

(ア) 「関西領事館フォーラム」を通じた「関西ブランド」の世界への発信

関西の魅力をより効果的に海外に情報発信するため、在

関西の国の出先機関（外務省大阪分室、近畿農政局、近畿地方整備局、近畿運輸局）及び関西経済連合会とともに、2008年度に設置した「関西領事館フォーラム」において、関西の産業、観光、食と農、都市インフラ等の「関西ブランド」を領事館等に紹介するため、在関西の19か国の総領事館等との会合を2回、関西ツアーを3回行った。

＜会合＞

第7回 2011年6月2日（大阪）

テーマ：東日本大震災と関西への影響

第8回 2011年11月7日（京都）

テーマ：日本の食文化

＜関西ツアー＞

第9回 2011年8月4日（京都）

テーマ：日本三景「天橋立」と北の玄関港「京都舞鶴港」を訪ねて

訪問先：天橋立、舞鶴港、舞鶴市政記念館、ケンコーマヨネーズ株式会社

第10回 2011年11月7日（京都）

テーマ：日本の食文化

訪問先：苔香居

第11回 2012年2月15日（大阪）

テーマ：鉄の歴史とお茶の文化に触れる

訪問先：堺市役所、自転車博物館、堺市茶室、仁徳天皇陵古墳、水野鍛錬所、堺鉄砲館

（イ）関西国際化情報ファイル

関西の国際化の現状に関する基礎的なデータを一元的にとりまとめ、今後の関西の国際化への対応を検討する際の参考に供するため、関西の国際化関連データや関係機関の施策・取組等についての情報提供を1997年度から実施（2005年からホームページにのみ掲載）。2011年度は、貿易、対日投資、海外投資、人材育成、国際会議、姉妹自治体提携、訪日外国人、日本人出国者、国際特許等、様々な視点から関西の国際化の推移と現状を分析し、幅広い読者に情報を提供するため、ホームページに掲載した。

（ウ）関西の投資環境に関するパンフレットの発行

海外に向けて関西のビジネスや投資環境の魅力をPRするためのパンフレットを1998年度より作成し、主に自治体、外国企業誘致支援機関、在関西の外国公館等に配布するほか、国際イベントにて広く配布し、関西のプロモーションを行っている。2011年度は、以下のパンフレット

を発行した。

・「Welcome to Kansai!」（日・英・中）

関西の投資環境に関する特徴や魅力、ワンストップサービス窓口などをコンパクトにまとめて紹介した。

（7）貿易管理

2011年度の貿易管理関係の主要事務とその取扱件数は次のとおりである。

（単位：件）

	2011年度
輸入の承認に関する事務	221
輸入の承認の有効期間延長の承認に関する事務	160
輸入承認証の内容の変更に関する事務	12
輸入の事前確認に関する事務	416
ワシントン条約違反任意放棄品処理事務	11
関税割当申請書等に関する事務	2047
貨物の輸出の許可に関する事務	984
貨物の輸出の承認に関する事務	306
役務取引の許可に関する事務	108
国際輸入証明書の発給に関する事務	27

（8）TPP（環太平洋経済連携協定）に関する理解醸成

TPP（環太平洋経済連携協定）について、各種団体が開催する会合等を活用し職員が説明を行い、シンポジウム等の開催においては近畿経済産業局が協力するとともに、府県、政令指定都市等を個別に訪問して具体的な説明を行うなど、理解醸成活動を行った。

（ア）TPP（環太平洋経済連携協定）をともに考える地域シンポジウム

共同通信社・全国地方新聞社連合会の主催によるシンポジウムが2012年3月17日に神戸市、2012年3月18日に福井市で開催された。

（イ）都道府県主催の説明会

2012年2月20日、大阪府が主催するTPP（環太平洋経済連携協定）説明会において経済産業省から説明を行った。

(9) 東日本大震災の影響と対策

東日本大震災・原子力発電所事故の現状等について正確な情報を提供するため、海外向けに情報発信を行うとともに、企業等からの輸出品等の風評被害に関する問い合わせに対応した。

(ア) 「関西領事館フォーラム」会合（再掲）

2011年6月2日、「東日本大震災と関西への影響」をテーマに第7回会合を開催し、関西の18カ国24機関30名の総領事等に対し、経済産業省より「福島第一原子力発電所事故の我が国及び国際経済への影響について」を説明するとともに、近畿農政局、近畿運輸局、近畿地方整備局及び関西経済連合会から復興に向けた対応策、風評被害対策等について説明を行った。

また、2011年11月7日に開催した第8回会合において関西の8カ国8機関10名の総領事等に対し、近畿経済産業局より「東日本大震災からの復興と関西メガ・リージョン活性化構想アクションプラン 2011」について説明を行った。

(イ) 外資系企業等向け説明会

2011年6月2日、関西の外資系企業等を対象に「第7回大阪ビジネス交流クラブ」を大阪商工会議所、ジェトロ大阪本部、大阪府及び大阪市とともに開催し、在阪外国公館・経済団体、外資系企業等35機関37名に対し、経済産業省より「福島第一原子力発電所事故の我が国及び国際経済への影響について」を説明するとともに、大阪府、大阪市、及びジェトロ大阪本部から震災への取り組みについて説明を行った。

(ウ) 「アセアントッププロモーション」(再掲)

2011年7月3日から7日、シンガポール、インドネシアで実施したアセアン諸国に対する近畿経済産業局、大阪市、関西経済連合会及び大阪商工会議所のトップによる「アセアントッププロモーション」において「大阪・関西トッププロモーションセミナー」を開催し、近畿経済産業局、大阪市及び大阪商工会議所から、関西の魅力と原子力発電所事故による風評被害の払拭のためのプロモーションを行った。

(エ) 輸出品等の風評被害に関する相談対応等

諸外国の放射線検査等の情報をホームページに掲載するとともに、個別の企業等からの相談対応を行うため放射

線量検査等に関する相談窓口を設置した。

資源エネルギー環境部

1. 総合エネルギー対策に関する業務

(1) 総合エネルギー広報

毎月定例で開催される関西原子力懇談会広報連絡会に出席し、関係機関とエネルギー広報の情報交換を実施した。

(2) 低炭素・エネルギービジネスの創出

再生可能エネルギーと分散型エネルギーシステムの重要性が高まる中、スマートコミュニティ形成への取組が喫緊の課題となってきたため、以下の事業を実施した。

(ア) 関西低炭素・エネルギー産業創造懇話会

自治体や企業によるスマートコミュニティ構想への取組やネットワーク拡大、官民連携の強化を促進するために必要な情報提供や意見交換を実施した。

(イ) 低炭素社会システム・ビジネスモデル研究会

ビジネスとしてコストや運営主体の課題を解決するためのビジネスモデルの検討のため、地域エネルギーマネジメントシステム次世代ビジネス分科会及び経済的インセンティブ検討分科会を実施した。

(3) 新エネルギーの導入促進

(ア) 「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」による経済産業大臣認定

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(2002年6月公布)に基づき、新エネルギー電気を発電し、又は発電しようとする者に対して、新エネルギー発電設備が基準に適合していることについて、経済産業大臣認定を実施した。

(イ) 関西F C V・インフラ整備推進連絡会議の運営

2015年の燃料電池自動車(F C V)市場投入に向けて、水素ステーション等のインフラ整備に向けた気運を盛り上げるため、自治体及び事業者等による連絡会議を立ち上げ、情報共有を目的に連絡会議を2回(12月13日、3月23日)実施した。

(ウ) 新エネルギー導入のための体制づくり

新エネルギー導入促進のための体制づくりとして、電気自動車については「大阪E Vアクション協議会」、燃料電

池自動車については「おおさかF C V推進会議」、太陽光発電については「関西光発電普及推進委員会（P Vかんさい）」にそれぞれ参画し、支援を行った。

(4) 省エネルギーの推進

(ア) エネルギーの使用の合理化に関する法律の執行

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、工場・事業場に関する特定事業者・特定連鎖化事業者及びエネルギー管理指定工場、荷主に関する特定荷主の指定を行った（工場・事業場については、2010 年 4 月の改正省エネ法の施行に当たり、管内の対象となる事業者からエネルギー使用状況届出書の提出を受け、新規として指定）。

定期報告書等の提出遅延や判断基準の遵守状況に問題のある指定工場や特定荷主に対しては、文書指導（235 件）等を実施した。

また、改正省エネ法の内容や施行に伴う留意点について、対象となる企業や団体向けに広く説明会を開催した。

特定事業者・エネルギー管理指定工場等及び特定荷主数
2012 年 3 月末現在

	件数
特定事業者（特定連鎖化事業者）＊	2, 036
第一種エネルギー管理指定工場等	1, 163
第二種エネルギー管理指定工場等	1, 241
特定荷主	142

＊複数の指定工場を有する事業者がいるため、特定事業者数と指定工場の合計とは合致しない。

(イ) 企業・自治体の取組推進

企業・自治体への省エネ支援を強化するため、企業向け（全 3 回）、自治体向け（全 4 回）検討会を開催し、省エネ推進体制整備、エネルギーの見える化推進、管理標準の整備等について集団での取り組みを支援した。

(5) 家庭用燃料電池技術マッチング会の開催

本格的な普及に向けて、高効率化と低コスト化が期待される家庭用定置型燃料電池について、技術力を持つ中堅・

中小企業の新規参入を促進するため、燃料電池システムメーカーと中堅・中小企業のビジネスマッチングを実施した。

中堅・中小企業に対して、大阪ガス株式会社及びパナソニック株式会社の技術ニーズを提供するニーズ発表会を開催し、それを踏まえて中堅・中小企業延べ 16 社から両社へ技術提案を行うシーズ提案会を開催した。

(6) 蓄電池フォーラムの開催

蓄電池関連の研究機関、企業等が集積しているといった関西のポテンシャルを活かして、産業競争力を向上させるため、2012 年 2 月 7 日「蓄電池ビジネス創出フォーラム」を開催した。

(7) 国内クレジット制度の推進

京都議定書目標達成計画に基づく取組である国内クレジット制度の近畿地域における活用推進に向け、関係者（自治体、商工会議所、銀行、企業等）との情報共有を目的とした「国内クレジット制度ネットワーク連絡会議」を開催した。また、管内各府県でセミナーを開催し、中小企業等への制度の普及を図るとともに、国内クレジット制度を活用した中小企業、大企業の事例を取りまとめ、制度活用事例集を作成した。

また、2012 年 1 月、国内クレジット制度、省エネ法、E S C O 事業の普及・推進を図るため、展示会とセミナーからなる「省エネフェア 2012」を開催した。

(8) 近畿地域エネルギー・温暖化対策推進会議の開催

「京都議定書目標達成計画」の「大綱」において位置づけられた本会議は、近畿地域における地球温暖化対策の取組をバックアップするため、関係省庁の地方支分部局、地方公共団体、学識者、エネルギー関係機関、N P O 法人等により構成。（設置：2005 年 3 月。事務局：近畿経済産業局、近畿地方環境事務所）

2011 年度は本会議（8 月 4 日）、幹事会（6 月 15 日）を各 1 回開催し、近畿地域におけるエネルギー・温暖化対策に関する情報共有や自主的な取組の促進を図った。

また、構成機関等の実施する温暖化対策関係事業を近畿経済産業局ホームページに掲載し、温暖化対策関連事業の周知を行った。

(9) エネルギービジネスプラットフォーム関西の取組

近畿地域における省エネルギー・新エネルギーの普及を目的とし、省エネ・新エネ機器の高度化に向けたエネルギービジネス推進の場の提供として、エネルギーに関する各省庁・団体の動向、取組に関する情報を掲載したメールマガジンを週1回（対象：約1,300件）発行し、幅広い情報の提供を行った。

2. 環境・リサイクルに関する業務

(1) 環境ビジネスの振興及び環境関連施策の普及

(ア) 環境ビジネスの育成支援

地球規模で環境問題が深刻化する中、環境負荷低減を通じた持続可能な経済成長の実現に寄与する環境ビジネスは、新たな成長産業分野であり今後の拡大が期待される。

そうした中、高度な環境配慮型製品・サービスや低炭素社会などに大きく寄与する新技術、新製品の開発を支援し、関西が新たな産業創出モデル拠点となるよう、大手家電メーカーや住宅メーカーを始め、世界トップレベルの環境競争力を有する企業や大学・研究機関等が多数集積している近畿地域のポテンシャルを活用し、サプライチェーン間における環境配慮型の製品・技術の開発等を促進することにより、環境ビジネスの推進・育成を図った。

(A) 実施体制

実施組織：特定非営利活動法人（NPO法人）資源リサイクルシステムセンター

(B) 参加企業・団体

181社・団体

(C) 主な事業内容

・新たな環境配慮型製品・サービスの創出支援

サプライチェーン間での環境配慮型製品・サービスの創出を促進するため、大手企業の有する環境ニーズと中堅・中小企業の有する技術シーズを効果的につなげる川上・川下ビジネスマッチング、プレマッチングセミナー・情報交流会を開催した。

川上・川下ビジネスマッチングの実施にあたっては、産業支援機関と支援体制を構築した上で有望技術シーズを有する中堅・中小企業を選定し、コーディネータがきめ細かな調整を行った。

プレマッチングセミナー・情報交流会は、環境ビジネス創出の基盤を形成し、ビジネスマッチングにつなげるため、

計8回（プレマッチングセミナー4回、情報交流会4回）開催した。

・地域間連携による販路・事業拡大の支援

中小企業等の有する経営資源の効果的・広域的な事業展開を支援するため、他局及び他地域産業支援機関と連携し、地域を越えた企業間交流を促進する地域間連携アライアンスマッチングセミナーを開催した。

(イ) 環境ビジネスのアジア展開支援

環境ビジネス市場が拡大するアジア等へのビジネス展開を支援するため、2008年11月に設立した「関西・アジア環境・省エネビジネス交流推進フォーラム」においては、タイ、中国（遼寧省・広東省）、ベトナムを当面の重点地域と位置づけ、タイ・バンコクの環境展示会への出展支援や広東省（広州市・佛山市）、遼寧省（大連市・瀋陽市）及びベトナム（ハノイ）へのビジネスミッション派遣等の個別ビジネス展開支援を行った。また、タイの工業団地における資源循環型システムの構築を目指し、関係者による検討委員会を開催した。さらに、本フォーラムの中に「水分科会」を設け、シンガポールの展示会等に共同出展をするとともに、アジアのビジネスニーズに対応できる共同提案プロジェクトの組成を目指し、会員企業の技術調査や例会の開催等を行った。

(ウ) 産業公害の防止に関する業務

管内の府県が設置する環境審議会及び協議会等に出席し、産業公害の防止についての情報共有及び意見交換等を行った。

また、揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制に向けて、関係機関や自治体等で構成する地域ネットワーク（VOC近畿ネット）において連絡会議を開催し、地域レベルの相互連携と効果的なVOC排出抑制に向けた活動の継続を確認するとともに、メールマガジンによる情報発信を3回行った。

(2) リサイクル関連法令の施行

(ア) 「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の施行について

特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）が適正に再商品化されるため、管内の特定家庭用機器小売業者による当該廃棄物の排出者からの引き取りと指定引取場所への引き渡し、指定引取場

所のリサイクルプラントへの引き渡しの厳正な実施を重点とする立入検査を 2011 年度は 112 件実施し、必要に応じ改善指導を行った。

(イ) 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)の施行について

容器包装廃棄物の排出抑制と適正な再商品化の実施のため、年間 50 トン以上の容器包装を利用する小売事業者からの定期報告書を 2011 年度には 42 件受理するとともに、再商品化義務未履行の 11 事業者に対して再商品化義務の履行について指導を行った。

(ウ) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)の施行について

使用済み自動車の再資源化行為の適切な施行を目的に、製造業者等の委託を受けた管内の事業者に対して、フロン類、エアバッグ類、シュレッダーダストの回収及び再資源化の厳正な実施を重点確認項目とする立入検査を 2011 年度は 57 件実施し、必要に応じて改善指導を行った。

(エ) 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)の円滑な施行について

廃棄物の発生抑制、部品等の再使用、使用済み製品の原材料等としての再利用を総合的に推進するため、3 R 推進近畿大会等においてパンフレットの配布等を行うとともに、紙製、プラスチック製容器包装への識別表示に関する問い合わせ等に対応した。

3. 石油業に関する業務

(1) 石油製品の品質確保等

(ア) 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(品確法)に基づく立入検査

品確法の遵守の徹底及び指導を目的として、給油所に対する立入検査を実施した。登録内容等の確認と揮発油・軽油・灯油の収去、分析により石油製品の品質の維持に努めた。(2011 年度立入検査実施数：60 件)

(イ) 品確法に基づく登録等

揮発油を販売する給油所は登録が必要であり、品確法に基づく新規登録、変更申請、届出等に関する事務を行った。また、給油所における揮発油の分析義務を軽減するための認定業務も行った。

(2011 年度末における登録事業者数：2,143 件、給油所

数：4,442 件、揮発油品質維持計画認定件数：1,098 件)

(2) LP ガスの取引適正化

(ア) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」(液石法)の施行

液石法に基づく取引の適正化に関して、関係者へ指導を行った。

(イ) 近畿地方液化石油ガス懇談会の開催

消費者・販売事業者・行政関係者等からなる懇談会を 11 月 28 日に開催し、液化石油ガス産業の現状と課題等について情報提供と意見交換を行った。

(3) 「石油備蓄確保法」(備蓄法)に基づく石油販売業の届出

石油の販売事業を行おうとする者は、備蓄法に基づく石油販売業の届出が義務づけられており、開始届出、変更届出、廃止届出に関する事務を行った。(2011 年度末における開始届出数：176 件、変更届出数：268 件、廃止届出数：209 件)

(4) 石油貯蔵施設立地対策等交付金

石油貯蔵施設の設置の円滑化を図るため、1978 年に交付金制度が創設された。石油貯蔵施設の立地する府県・立地市町村・周辺市町村に対し、貯蔵量に応じて交付金を交付した。(2011 年度の交付実績は 4 府県 94 事業に対し、625,974 千円)

4. 鉱業に関する業務

(1) 「鉱業法」

鉱物資源の合理的開発を図ることにより、公共の福祉の増進に寄与することを目的として次の業務を行った。

(ア) 鉱業権出願の許可等

2011 年度当初の鉱業出願未処理件数は、454 件(うち海域 143 件)で、鉱業出願の受理 1 件(うち海域 0 件)、処理 35 件(内訳 許可 19 件、却下 19 件、取下 7 件)を行った結果、2011 年度末の鉱業出願未処理件数は 320 件(うち 海域 143 件)となった。

(イ) 鉱業権の内容を公示するための鉱業権の設定等の登録、鉱業原簿の謄抄本の交付及び閲覧業務(2011 年度 登録：84 件、閲覧等：79 件)

(ウ) 鉱害防止のための鉱業の実施に関する監督・指導、

施業案等の審査（2011 年度 鉱業調査：10 件、施業案審査：4 件）

(2) 「採石法」・「砂利採取法」

岩石及び砂利採取に伴う災害を防止する観点から、採石業者及び砂利採取業者から業務報告書を徴収した。また、特定災害防止準備金制度を活用している採石事業者からの積立状況報告書を受理・集計し、経済産業本省に報告した。（2011 年度 45 件）

5. 電源開発・需給調整に関する業務

(1) 電源立地の推進

電源立地の推進のため、電源開発地点の地元の情報収集を行うとともに、本省と電源地域との連絡調整を行った。

(2) 電源開発に係る地域振興対策等

(ア) 電源立地地域対策交付金

電源地域における公共用施設整備等住民の利便性向上のための事業や地域の活性化を目的として上記交付金を管内 6 府県及び 5 市町村へ交付した。

(イ) 近畿電源地域連絡協議会との交流

管内電源地域の市町村が相互の連携の強化等により、電源地域の市町村の長期的な振興を図ることを目的とする近畿電源地域連絡協議会の幹事会、総会、交流会・研修会に参加し、管内電源地域との交流をはかるとともに振興に向けての助言を行った。

(ウ) 当局ウェブマガジンでの情報発信

電源地域振興のため、ウェブマガジン「E！KANSAI」において 6 市町村が取り組む地域活性化事業を紹介した

(3) 電力需給対策

夏期は、定期検査後の原子力発電所の再起動がなく、需給状況のひっ迫が予想され、関西電力管内では 10%の節電を要請する事態となった。そこで、供給予備率が 3%未満になることが予想される場合に、事前により一層の節電をお願いする「電力需給のひっ迫のお知らせ」メールを管内の国の出先機関、府県、政令市、関係団体に一斉に送信する体制を構築した。また、「節電パンフレット」を作成、配布し、節電の周知に取り組んだ。

冬期においても関西電力管内では 10%の節電を要請す

ることとなったことから、夏期同様の取組みを行った。

(4) 電力需給状況調査

大口需要の約 4 分の 1 を占める自家用発電所運転実績（毎月及び半期報）を取りまとめ、電力需給の状況を把握した。

電力需給状況がひっ迫する状況を踏まえ、7 月に 1,000kW 以上の自家用発電設備保有事業者に対し、自家用発電設備の活用状況調査を実施した。

(5) 自家発電設備導入促進事業費補助金

3 次補正予算の成立により、電力需給のひっ迫するおそれのある地域で自家発電設備の導入補助、電気事業者へ電気を供給する際の燃料費補助を行い、電力需給状況の安定化を資することを目的とし、11 月 1 日～11 月 22 日の間、公募し、15 件の事業に対し補助金を交付した。

(6) 電気計器の計量法関連業務

(ア) 計量法に基づく立入検査

電気計器の製造及び修理が適正に行われていることを確認するため、管内 3 事業者に対して立入検査を実施した。

(イ) 関西地区照明用電気計器対策委員会

照明用電気計器（子メーター）の適正使用の普及啓発を目的に、日本電気計器検定所との共同事務局として運営しており、子メーター実態調査、自治体職員向け研修会などを行った。

6. ガス事業に関する業務

ガス事業の運営を調整することによって、ガスの使用者の利益を保護し、事業の健全な発達を図ることを目的として、ガス事業者に対する指導・監督を行った。

(1) 一般ガス事業の適正な運営確保

「ガス事業法」に基づき、一般ガス事業者のガス事業の許可、供給区域の増加の許可（12 件）、供給約款の変更認可（3 件）及び各種届出（194 件）の受理・審査を行った。

また、一般ガス事業者に対する料金改定等に係る立入検査を 1 件実施した。

(2) 簡易ガス事業の適正な運営確保

「ガス事業法」に基づき、供給地点の変更の許可（8 件）、

供給約款の変更認可（14 件）及び各種届出（859 件）の受理・審査を行った。

また、簡易ガス事業者に対する立入検査（保安部門を除く）を 15 件実施し、法令の遵守等について指導を行った。

(3) その他

(ア) ガス事業生産動態統計調査の実施

ガス事業の生産の実態を明確にするため、ガス事業生産動態統計調査を毎月実施し集計結果を公表した。

(イ) ガス料金に関する情報公開の実施

総合エネルギー調査会都市熱エネルギー部会における提言に基づきガス料金に関する情報を公開した。

7. 電気・ガス事業の適性化に関する監査業務

電気事業及びガス事業の健全な発達、使用者利益保護を図るため、「電気事業法第 105 条」の規定及び「ガス事業法第 45 条の 2」の規定に基づき、供給サービス、財務諸表及びその他の事項に関する監査を、一般電気事業者 8 件、一般ガス事業者 19 件、ガス導管事業者 1 件実施した。